

○厚生労働省告示第三百七十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1中(209)を(211)とし、(132)から(208)までを(134)から(210)までとし、(131)を(132)とし、その次に次のように加える。

(133) 沈降ヘモフィルスb型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

別表第1の1中(130)を(131)とし、(9)から(129)までを(10)から(130)までとし、(8)の次に次のように加える。

(9) アレムツスマブ（遺伝子組換え）